

日本放送協会 靱井勝人会長、各テレビ局 局長あて

国際婦人年連絡会 世話人 山口みづ子

實生 律子

紙谷 雅子

政権政党の介入や圧力に屈せず、憲法、放送法にのっとり、 国民の知る権利を保障する充実した報道を求める要望書

自民党が、4 月に NHK とテレビ朝日の幹部を党本部に呼び、報道番組をめぐって事情を聴いたことが報じられました。政権政党がテレビ局から事情を聴くのは極めて異例のことです。「表現の自由」を保障する憲法、「放送の自律」をかかげる放送法に照らしても大問題です。政治権力による報道、言論への介入であり、私たちは断じて容認できません。事情聴取に対する見解、申入れ書に対する見解や反論などは各局が番組の中で堂々と公開すべきです。

自民党は、昨年 11 月にも、NHK と在京テレビ局各社に衆議院選について「選挙時期における報道の公平中立ならびに公正の確保についてお願い」なる文書を送りました。文書は、番組の中身にこと細かい注文、具体的要求が書かれたものでした。

放送法は、言論が抑圧され戦争へ踏み込んでいった反省に立ち、放送事業者を政治の影響から隔離するため制定されました。

放送法は「放送の不偏不党、事実及び自立を保障することによって、放送による表現の自由を確保する」(第 1 条)、「放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない」(第 3 条)としています。

テレビ番組内容に疑義がある場合は、第三者を含めた機構により調査、検証する。さらに NHK と日本民間放送連盟でつくる「放送倫理・番組向上機構」(BPO)の委員会が調査、検証する自律的な取り組みを持っています。

テレビ局が政権や政権政党の不当な要求や介入、圧力に委縮し屈服することがあつては、国民の憲法に保障された知る権利の侵害です。

私たち視聴者は、国民の生活に直結している原発問題、TPP 問題、雇用や労働、ジェンダー問題、消費税、安全保障法制、憲法などの諸問題について各局が政府の答弁をそのまま報道するのではなく、国民生活にどう影響するのか、それに対する意見や論点など、国民が判断できる知りたい情報を報道してほしいと切望しています。

以下に関して、私たちは各報道機関に強く要望します。

記

テレビ報道機関は政治権力による、政府、政党等の介入、干渉、圧力に屈せず、国民が憲法に保障されている知る権利を保障する情報、番組を国民に向け報道することを求めます。